

東京金融賞2021「金融イノベーション部門」

事業者の募集にかかる募集要項

1 本事業の目的

東京都は、2017年11月に、東京が世界に冠たる国際金融都市として輝くため、目指すべき都市像、今後実施していくべき具体的な施策、構想実現に向けた体制等を取りまとめたものとして、「国際金融都市・東京」構想を策定し、国や民間等と連携しながら、金融の活性化に向けた取組を推進している。

東京金融賞は、この「国際金融都市・東京」構想の取組みの一つとして、都民のニーズや都政の課題解決に資する画期的な金融商品・サービスの開発・提供を行う金融事業者等や、持続可能な都市づくりに貢献するESG投資の普及を実践する事業者を表彰するものである。「東京金融賞」の創設・実施により、都民の利便性向上と金融の活性化を実現し、同時に国際金融都市としてのプレゼンスを向上させることを目的とする。

本募集要項は、東京金融賞「金融イノベーション部門」において、解決すべきニーズ・課題として東京都が設定したものに対する解決策を提案する事業者にかかるものである。

2 募集する解決策

以下に挙げる事項を満たす「新規サービス」による解決策を募集する。「新規サービス」とは、全く新しいサービス、日本未発売のサービス、既存のサービスに新たな機能等が追加されるサービス、もしくは新技術の導入により価格低減が図られる等の付加価値がつくサービスを指す。

- 都民及び都内事業者のニーズを満たすこと又は、都政の課題を解決することが可能であること。
- 提案された解決策の内容が、東京金融賞の趣旨・目的に合致していること。
- 革新性及び実現可能性があること。
- 都内企業とマッチングできること。

なお、解決策の応募にあたっては、1事業者1つの新規サービスとする（複数応募不可）。

3 募集対象事業者

以下の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 上記2の「募集する解決策」の要件に合致し、都内で事業を行う又は行う予定の国内外の金融事業者等（フィンテック事業者を含む）。なお、別途募集を行う予定の東京金融賞「ESG投資部門」についても応募することは可能であるが、表彰される場合はいずれか1部門での表彰とする。
- (2) 応募期日時点で都内に拠点がない事業者については、都内に拠点設立の意思があること。

- (3) 東京都政策企画局の「外国企業発掘・誘致事業」「金融系外国企業発掘・誘致事業」「アクセラレータプログラム」「アジア特化型アクセラレータプログラム」及び本事業「東京金融賞」により、これまでに支援サービスを利用した企業ではないこと。該当有無が不明の場合は事務局宛確認すること。
- (4) 下記4(1)により選抜された場合に、下記7の「参加規約」を遵守できること。
- (5) 法令等に違反して刑罰、許認可等取消し、金銭の納付等の処分を受けたことがなく、現時点においてそれらの処分を受けるおそれのある事実がないこと。
- (6) 法人に課される税及び法人が支払うべき社会保険料等の滞納がないこと。
- (7) 公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がないこと。
- (8) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行っておらず、または将来においても行わないこと。
- (9) 政治活動、選挙運動、または、宗教活動を目的とする法人でないこと。
- (10) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がないこと。

4 審査方法及び選定数

審査委員会を設置し、下記の審査を実施する。

- (1) 一次審査：設定したニーズ・課題に対して、優れた解決策（アイディア及び計画）を提案した事業者（国内5者程度、国外10者程度）を選抜する。
- (2) 最終審査：(1)により選抜された事業者が具体化した商品・サービスに順位付けを行う。（支援プログラム期間中にブラッシュアップした商品・サービスの内容をプレゼンテーションすること。（2021年10月～2022年1月頃予定））

5 表彰事業者数

3者

6 特典

(1) 支援プログラム

上記4(1)で選定された事業者を対象として、以下に記載する支援プログラムを無料で実施し、一次審査にて選抜された事業者が開発・提供する商品・サービスのブラッシュアップを図る。実施に際し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行った上で実施する。

①事前セミナーの開催（2021年10月）

日本におけるフィンテック市場、法規制、金融業界の商習慣、東京都の外国企業誘致施策等を説明するセミナーを開催する。

②メンタリング／ビジネスミーティングの開催（2021年10月～2022年1月）

メンターによる、参加事業者に対するサービス又は商品のブラッシュアップのためのビジネスミーティングの実施（週1回程度）。国内企業においては、必要に応じて海外への発信支援を実施。

③ネットワーキングイベント参加機会の提供（2021年11月～2021年12月・月1回程度）

全てのネットワーキングイベントに参加すること。

④ビジネスマッチング機会の提供（2021年10月～2022年1月）

都内企業（金融機関を含む）とのビジネスマッチングに参加すること。なお、ここでいうビジネスマッチングとは、都内企業との共同研究・開発、販売提携等をさす

⑤デモ発表会および表彰式の開催（2022年2月上旬）

参加事業者が支援プログラムを通じてブラッシュアップしたサービス・商品をプレゼンテーションする発表会を開催。デモ発表会には必ず参加の上、自社紹介、支援プログラム期間中にブラッシュアップしたサービス・商品の内容を外部に向けて発信すること。また受賞企業3者は、表彰式には必ず参加の上、自社紹介、支援プログラム期間中にブラッシュアップしたサービス・商品の内容を含むプレゼンテーション資料及びデモ動画を作成し、外部に向けて発信すること。

(都内企業、都内投資家、在日外国大使館・商工会議所、政府関係者及び専門家（弁護士、会計士、税理士等）等、参加事業者とのビジネスマッチングに関心を有する企業・団体、メディアが参加予定)

⑥アフターフォロー（デモ発表会および表彰式後から、2022年3月末まで）

「ビジネスコンシェルジュ東京」*が、東京への拠点設立に必要としている手続き等、東京進出を継続支援

* ビジネスコンシェルジュ東京：ワンストップで外国企業のビジネス支援、及び生活支援等を行う東京都の総合的な支援窓口

⑦支援プログラム実施期間中都内に滞在する場合、滞在中の開発環境（オフィススペース）の無償提供、移動手段や宿泊先の紹介、翻訳・通訳

※①～④、⑥については、原則オンラインで実施する。

※⑤についてもオンラインで実施する可能性もある。

（2）表彰式での表彰及び賞金の授与（総額1,800万円）

上記4（1）で選定された事業者のうち、一定水準を満たした事業者に対し、2022年2月上旬に開催する表彰式において、最終審査（上記4（2））による決定順位に基づいて表彰を行い、賞金を授与する。賞金の金額は、上位から順に1,000

万円、500万円、300万円とする。

7 参加規約

支援プログラム実施対象に選定された事業者は、以下を遵守する。

- (1) 上記6（1）①～④への参加は原則として必須であるが、特別な事情により参加できない事業者は事前に事務局に連絡し、別途内容を確認すること。
- (2) 上記6（1）⑤への参加は必須である。
- (3) 上記3に反する事実が判明した場合、及び、本事業に参加する事業者としてふさわしくないと東京都が判断する業務等を行っていることが判明し東京都の聴取に対し適切な釈明がない場合には、表彰式後であっても選定及び表彰を取消すことがある。その場合、当該事業者は、受領した賞金を遅滞なく東京都への返還に応じること。
- (4) 審査に係る必要な情報提供、質問への回答等に応じ、円滑な審査業務の遂行に協力すること。
- (5) 原則、意思決定者（CEO、COO等）が、すべてのプログラムに参加すること。
- (6) 滞在に伴う渡航費、宿泊費、国内移動費、及び食費等に係る一切の費用は自己負担すること（但し、宿泊施設等に係る紹介は事務局が可能な範囲で提供する）。
- (7) 東京都のホームページでの事業者名及び事業者概要等の情報公開を承諾すること。
- (8) 受賞した場合は、表彰後提案サービスが実用化するまで、進捗状況の定期報告（年4回程度）を行うこと。

8 申込時の留意点

- (1) 申込時に入力する個人情報の取扱いについて

以下を承諾すること。

- ・申込フォームに入力された個人情報は、本事業の目的の範囲内でのみ、東京都及びその委託を受けた事務局並びにメンターに提供され、利用されること。
- ・応募事業者は、申込フォームに入力した個人情報の本人から、上記の利用についての同意を取得しておくこと。また、プログラム参加申請者は、プログラムへの参加申込の提出をもって、入力した個人情報が上記の利用目的の範囲内で事務局及びメンター企業に提供されることに同意したものとみなすこと。
- ・申込時に日本語以外の言語で登録した情報の一部情報については、東京都の委託を受けた事務局においてGoogle翻訳ツールを利用して日本語に翻訳するため、Googleに送信し一時的に保存されること。

※登録情報の一部に関してGoogle翻訳を実行し、翻訳結果を返すために、Googleに送信されたテキストをGoogleのサーバにて短期間保存すること

※保存されたテキストは一般に数時間で削除されるが、システムの都合により、長く保持する場合があること

※Google のデータ セキュリティの基本対策について詳しくは以下を参照のこと。

(<https://www.google.com/about/datacenters/inside/data-security/index.html?hl=ja>)

(2) EU域内に在住する個人のデータを入力する場合について

上記（1）に加えて以下の条件に同意すること。

- ・入力した個人データは日本に転送され、日本国内のサーバに保存される。日本は、欧州委員会からデータ保護の十分制の決定を受けていないが、申請者の個人データを適切に管理する。
- ・入力した情報の一部は、Google翻訳ツールにて日本語に翻訳するため、Googleに送信し一時的に保存される。Googleでは、Googleの定めるクラウド サービスのセキュリティ対策 (<https://www.google.com/about/datacenters/inside/data-security/index.html?hl=ja>) に従ってデータのセキュリティを保護している。
- ・当該個人データの本人は、自らの個人データへのアクセス、不正確な個人データの修正、個人データのデータ加工に係る制限を要求できる。

9 応募申込

応募を希望する事業者は、東京金融賞ウェブサイト上の申込フォームにアクセスの上、期日までに必要情報の登録及び参加申込の確定を実施すること。

(1) 申込方法

- ・東京金融賞ウェブサイトより、事業者の申込フォームにアクセス
- ・申込フォームの入力欄に必要情報を登録
- ・入力情報に誤りが無いことを確認の上、参加申込みを確定

(2) 提出期限

2021年8月31日（火）23時59分まで（日本時間）

(3) 選定等

申込締め切り後、審査委員会にて厳正に事業者の選定を行い、一次審査の結果をホームページにて発表予定。また、最終審査の結果を2022年2月上旬の表彰式にて発表予定。なお、選考過程は一切公表しない。

東京金融賞に関する問い合わせ先

「東京金融賞2021」事務局

tokyo.financial.award@jp.ey.com